

事務連絡
令和2年4月16日

各都道府県森林整備保全事業担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の入
札等における今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関し、令和2年4月7日に内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月9日付け林野庁計画課長事務連絡）により、林野庁直轄工事等における取扱いについてお知らせしたところですが、入札等の手続について、林野庁直轄工事等における取扱いを別添のとおり定めましたので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、周知をお願いします。

担当：計画課課長補佐（施工技術班担当）
整備課課長補佐（林道事業班担当）
治山課課長補佐（施設実行班担当）

事務連絡
令和2年4月14日

各森林管理局 総務企画部長 殿
計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁 林政部 林政課長
国有林野部 業務課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における
直轄工事及び業務等の入札等の手続の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関し、令和2年4月7日、内閣総理大臣より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月9日付け2林政政第43号林野庁長官通知。以下「4月9日付け通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業の対応について」（令和2年4月9日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）を发出し、国有林野事業における直轄工事及び業務等（製品生産事業、造林事業等を含む。以下「工事等」という。）の今後の対応についての取扱いを指示したところであるが、入札等の手続においては、下記の通り取り扱うこととしたので、適切に対応されたい。

記

1 ヒアリングの実施について

工事等の入札等の手続に当たって、既に公告済み及び今後公告を予定している案件におけるヒアリングの実施については、その必要性を再検討し、可能な限り省略するものとする。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合は、以下の対応をとるものとする。

- (1) ヒアリングを実施する必要がある場合は、本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やweb会議を活用する。
- (2) やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

2 今後公告する工事等について

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、資格や実績、成績、表彰、継続教育(CPD)の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、今後公告する工事等については、4月9日付け通知をはじめ別紙に記載するこれまでの通知及び事務連絡、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、当分の間、以下の対応をとるものとする。

- (1) 必要に応じ、競争参加資格確認申請書及び技術提案書等の提出期限の延長を検討する。
- (2) 上記通知等に基づいて一時中止等を行ったことにより完成しない工事等についても実績として認める。
- (3) 今後新たに入札公告を行う測量・調査・設計等の業務において、評価基準日（入札公告日等）が、業務請負契約書上の履行期限から上記通知等に基づく一時中止等によって延長が必要となった期間内にある場合には、当該業務は手持ち業務量とは数えない。

担当：林政課	会計経理第1班	神
業務課	森林整備班	東
	治山班	宮前
	供給企画班	川原
	供給対策班	赤迫

別 紙

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた国有林野事業における 直轄工事及び業務等の一時中止措置等に係るこれまでの各種通知及び事務連絡

1 各通知

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年3月2日付け元林政政第724号林野庁長官通知）
- ② 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月13日付け元林政政第754号林野庁長官通知）
- ③ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について」（令和2年3月23日付け元林政政第794号林野庁長官通知）
- ④ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月9日付け2林政政第43号林野庁長官通知）

2 各事務連絡

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の一時中止措置等について」（令和2年3月2日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）
- ② 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月13日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）
- ③ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた森林整備事業等の今後の対応について」（令和2年3月23日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）
- ④ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業の対応について」（令和2年4月9日付け林野庁林政課長・業務課長事務連絡）